平成２６年（フ）第１０１号
大阪府羽曳野市広瀬347番地
債務者　笹原　　武
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
香川県高松市新田町甲2079番地７
債務者　柳川　佳世
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号
盛岡市玉山区日戸字市の坪９番地２、前住所盛岡市東中野字見石36番地19　コーポ恵101号、前々住所盛岡市茶畑２丁目１番24号コーポ赤坂２号
債務者　千葉　順子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４１号
盛岡市城西町10番16号　パナハイツササキ６号
債務者　小原　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２号
山形県鶴岡市大西町17番２号、前住所山形県鶴岡市道田町３番35号
債務者　工藤　武美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第７号
福島県会津若松市門田町大字御山字村中327番地の１、前住所福島県会津若松市北青木７番20号
債務者　馬場　昭宣
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
静岡県富士市一色211番地の６ファミールハイムＢ―101号、前住所静岡県富士市一色163番地の３
債務者　川島　由江
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３３号
大阪府岸和田市額原町699番地の14
債務者　金子　恵美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―909号
債務者　中島　己恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
大阪府泉大津市曽根町３丁目５番３号
債務者　水本　伸一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
大阪府和泉市府中町４丁目18番２―205号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
大阪府泉大津市曽根町２丁目２番41―101号
債務者　房村　聖治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
大阪府和泉市阪本町1281番地、前住所大阪府和泉市唐国町３丁目15番38―603号
債務者　中森　美香（旧姓辻東）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
大阪府岸和田市大町370番地
債務者　大井　厚次
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
大阪府泉大津市二田町２丁目７番11号
債務者　居酒屋ローズマリーこと　藤江　直人
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
大阪府泉大津市二田町２丁目７番11号
債務者　藤江眞理子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
大阪府和泉市今福町１丁目16番10号
債務者　豊田栄一こと　趙　　栄一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係